



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

税理士損害賠償請求事件／海外財産を除外した相続税申告

—遺族にも降りかかる専門家責任—

税理士に対する損害賠償請求事件が多発していることに伴い、税理士の側の無防備な現実が指摘されています。今回紹介する事件は税理士に対する専門家責任の追及のみならず、税理士が亡くなられた後もその遺族が負わなければならなかつたその責任の重さです(平成24年1月30日東京地裁判決、控訴)（一部認容、一部棄却、TAINS コードZ999-0131）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、税理士である亡被告丁に相続税の申告手続を委任した原告甲らが、この契約に基づいて丁税理士が行った相続税の申告手続に相続財産の申告漏れ等の不備があつたため、修正申告、重加算税の納付を余儀なくされたと主張して、亡丁税理士の相続人である被告らに対し、債務不履行に基づく損害賠償として、甲らが実際に納付した相続税の本税、重加算税、過少申告加算税及び延滞税の合計額から、本来納付すべきであった相続税額を控除した金額と甲らが既に亡丁税理士に支払った報酬相当額との合計額1億2000万円を超える金額並びに遅延損害金の支払を求めたという事案です。

2 裁判所の判断

東京地裁は、次のように判断して、甲らの請求のうち、1億600万円余を認容しました。

- (1) 税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としているから、税務申告の委任を受けたときは、委任契約に基づく善管注意義務として委任の趣旨に従い、税務申告が適正に行われるよう、専門家として高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解される。
- (2) したがって、税務申告の委任を受けた税理士は、委任者から提供された資料が不十分であつたり、委任者の指示説明が不適切であるために、これに依拠して申告書を作成すると適正な税務申告がされないおそれがあるときは、委任者に対して追加の資料提供や調査を指示し、不十分な点や不適切な点を是正した上で税務申告を行う義務を負うものというべきである。
- (3) 亡丁税理士は、甲らの相続税の申告に際して、原告らに対して、海外財産に関する資料の提出を求めるとともに、そのような資料が手元に存在しないのであれば、海外財産の存否を調査するよう指示すべきであったのに、これらの措置を何ら執ることなく甲から交付を受けた国内資産に関する資料のみに依拠して申告書を作成し、申告しているのであり、このような行為は、税務の専門家として適正に相続税の申告をすべき注意義務に違反したものであるといわざるを得ない。
- (4) 丙社の発行済株式総数9万株のうち6万4905株は同社の法人税申告書別表二において被相続人の持株とされていたものの、それ以外の2万5095株の帰属は原告らに尋ねても不明な状態にあったのであるから、亡丁税理士としては、適正な税務申告を行う観点から、この2万5095株が相続財産である可能性をも考慮して、その帰属について関係者の認識を確認するなどして、可能な限りの調査を行い、相続税を申告すべきであったのに、亡丁税理士は相続人らからの事情聴取以外に特段の調査をしていないにもかかわらず、2万5095株は甲らに帰属するものと即断し、作成権限もないのに、これを裏付ける株主名簿まで作成した上で、これらの株式が相続財産でないことを前提として本件申告書を作成しているのであり、このような行為は、税務の専門家として適正に相続税の申告をすべき注意義務に違反したものであるといわざるを得ない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判11頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第228号(平成24年11月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2モリタニビル/TEL(03)3350-6300 FAX(03)3350-4628